平成２２年（フ）第４５８号
岡山県倉敷市連島２丁目７番35号
債務者　平川　武士
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
岡山県倉敷市連島２丁目７番35号
債務者　平川　信子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
岡山県倉敷市中島894番地14
債務者　北　　久起
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
岡山県井原市芳井町吉井863番地
債務者　表　　光男
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９３１号
埼玉県久喜市本町５丁目13番26号
債務者　山上ミツエ
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３５号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1884番地39
ハイツマスターズ103号、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目８番６号
債務者　高野　則彦
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７１号
埼玉県川口市朝日４丁目19番22号　第二馬場ビル201号、旧住所埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン209
債務者　岩田　建一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８０号
さいたま市中央区大戸２丁目２番16号　モーツアルト106、旧住所さいたま市桜区町谷１丁目22番20号305
債務者　川島恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００６号
埼玉県川口市芝園町３番４―1019号、旧住所さいたま市南区辻７丁目２番３号　南浦和ハイツ1006
債務者　会田喜久雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００７号
埼玉県川口市芝園町３番４―1019号、旧住所さいたま市南区辻７丁目２番３号　南浦和ハイツ1006
債務者　会田　和子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
埼玉県越谷市神明町１丁目43番地
債務者　寺川洋一郎
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地27の106
債務者　大須賀直子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５１６号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4108番地６
債務者　金泉　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９号
千葉県香取市野田334番地３
債務者　谷野　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４４４号
岡山県倉敷市茶屋町1791番地13
債務者　中尾　勝幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
岡山県倉敷市茶屋町1791番地13
債務者　中尾　人美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
岡山県倉敷市玉島上成606番地　１号棟307号
室雇用促進住宅
債務者　伊良部守信
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係